

# 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化を促進します。

## 耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

東栄町では、木造住宅の無料耐震診断は平成14年度から、耐震改修は平成30年度から補助制度を設置し耐震化を支援しています。

| 区分                    | 対象等       | 概要  |
|-----------------------|-----------|---|
| 無料耐震診断                | 対象となる建築物  | ・昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組溝法の2階建以下の木造住宅で、現在居住されている以下のいずれかの住宅が対象となります。<br>①戸建て住宅 ②併用住宅 ③長屋または共同住宅 |
| 耐震改修費助成<br>(平成30年度より) | 対象となる改修工事 | ・町が実施する民間木造住宅耐震診断を受けた住宅で、診断結果が「一応安全です」または「一応倒壊しない」に満たなかった住宅を、それ以上となるように補強するための耐震改修工事です。       |
|                       | 補助限度額     | ・町では、木造住宅の耐震改修工事を行う場合、耐震性を高めるための工事に対し、東栄町民間木造住宅耐震改修費補助金要綱により、1戸当たり100万円を上限として費用の補助を行います。      |

## 住宅に係る耐震改修促進税制

東栄町では愛知県と協力しながら、町民が以下の税制の特例措置を円滑に活用できるように取り組み、耐震化促進を図ります。

### ①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除されます。  
(適用期限：令和5年12月31日)

### ②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置

一定の耐震改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額されます。  
(適用期限：令和6年3月31日)

## 愛知県耐震改修ポータルサイトのご案内

「愛知県耐震改修ポータルサイト」では、設計・施工業者、改修工事の事例を紹介しています。

愛知県耐震改修ポータルサイト URL: <http://www.aichi-nbai.com/index.html>



発行・お問い合わせ先 東栄町 建設課



〒449-0292 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地

T E L 0536-76-1813

F A X 0536-76-1428

E-mail [kensetsu@town.toei.lg.jp](mailto:kensetsu@town.toei.lg.jp)



# 東栄町 耐震改修促進計画

## 計画の基本的事項

|       |  |
|-------|--|
| 区域    | 東栄町全域  |
| 期間    | 2021（令和3）年度 ～ 2030（令和12）年度                     |
| 対象建築物 | 以下の1～3のうち、特に1981（昭和56）年5月31日以前に着工されたものを対象とします。 |

### 1. 住宅 2. 耐震診断義務付け建築物 3. 特定既存耐震不適格建築物

2.耐震診断義務付け建築物とは…耐震改修促進法において、不特定多数の方が訪れる建築物と、防災上重要な建築物及び避難路の沿道等の建築物等を対象に、耐震診断を義務付けています。

3.特定既存耐震不適格建築物とは…耐震改修促進法第14条に規定する建築物で、耐震に関する規定に適合しない建築物について、その所有者には耐震診断・耐震改修の努力義務があります。

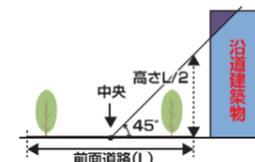
#### 〈対象建築物の要件〉

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 1. 住宅                                | ・戸建て住宅・長屋・共同住宅（賃貸・分譲）   |
| 2. 耐震診断義務付け建築物                       |   |
| 要緊急安全確認大規模建築物<br>(法附則第3条)            | ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等  |
| 要安全確認計画記載建築物<br>(法第7条)               | ・耐震診断の実施、耐震改修の促進を図る必要があるものとして、地方公共団体の耐震改修促進計画に記載されるもの   |
| 防災上重要な建築物                            | ・指定避難所 <sup>※1</sup><br>(※1 地震時に使用するもので、指定緊急避難場所と重複しているものを除く)<br>・災害拠点病院及び輪番制参加病院 <sup>※2</sup><br>(※2 指定時に市町村により耐震性があると確認されたものを除く)       |
| 通行障害既存耐震不適格建築物<br>(耐震診断義務付け道路に接するもの) | ・愛知県が指定する耐震診断義務付け道路の沿道に建つ建築物で、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物及び組積造の塀   |
| 3. 特定既存耐震不適格建築物                      | ・多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)<br>・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (法第14条第2号)<br>・通行障害既存耐震不適格建築物 <sup>※3</sup> (法第14条第3号)<br>(※3 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物) |

#### 〈通行障害既存耐震不適格建築物の要件〉

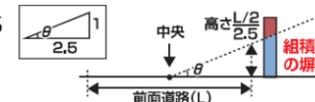
##### 建築物の場合

- 前面道路幅員が12mを超える場合は高さを幅員の1/2とします
- 前面道路幅員が12m以下の場合は高さを6mとします

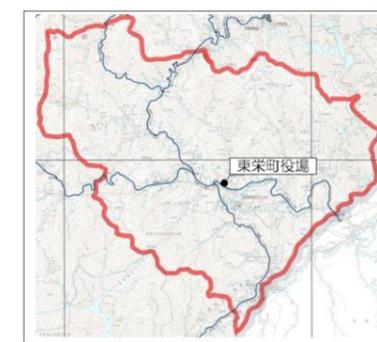


##### 組積造の塀の場合

- 道路の中心から距離の1/2.5の高さで長さ25mを超えるものとします



#### 〈地震発生時に通行を確保すべき道路〉



# 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

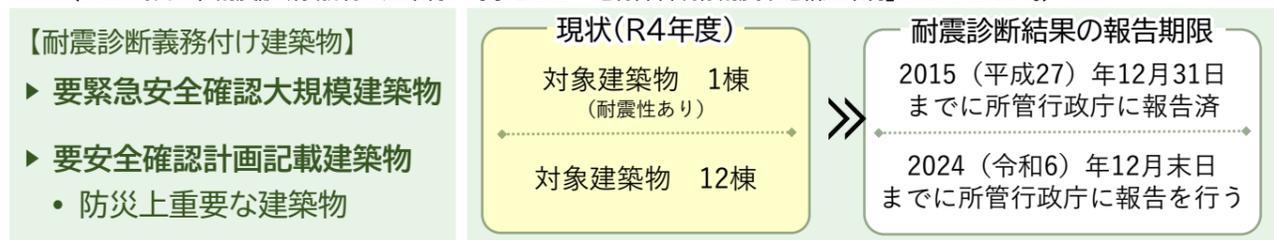
## 1. 住宅の耐震化率<sup>※4</sup>

(※4 耐震性を満たす住宅の割合)

| 対象建築物                           | 当初<br>(H19年度)                  | 現状<br>(R4年度)                   | 目標<br>(R12年度) |
|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------|
| 住宅 (推計値)<br>※5 (耐震性のある住宅数/住宅総数) | 耐震化率 23.9%<br>(480戸/2,010戸) ※5 | 耐震化率 26.5%<br>(510戸/1,927戸) ※5 | 耐震化率 90%      |

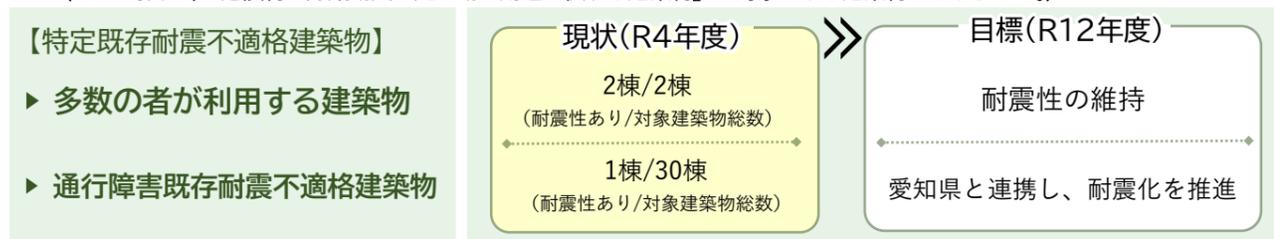
## 2. 耐震診断義務付け建築物の現状<sup>※6</sup>

(※6 町内に、耐震診断義務付け建築物の対象となる「通行障害既存耐震不適格建築物」はありません。)



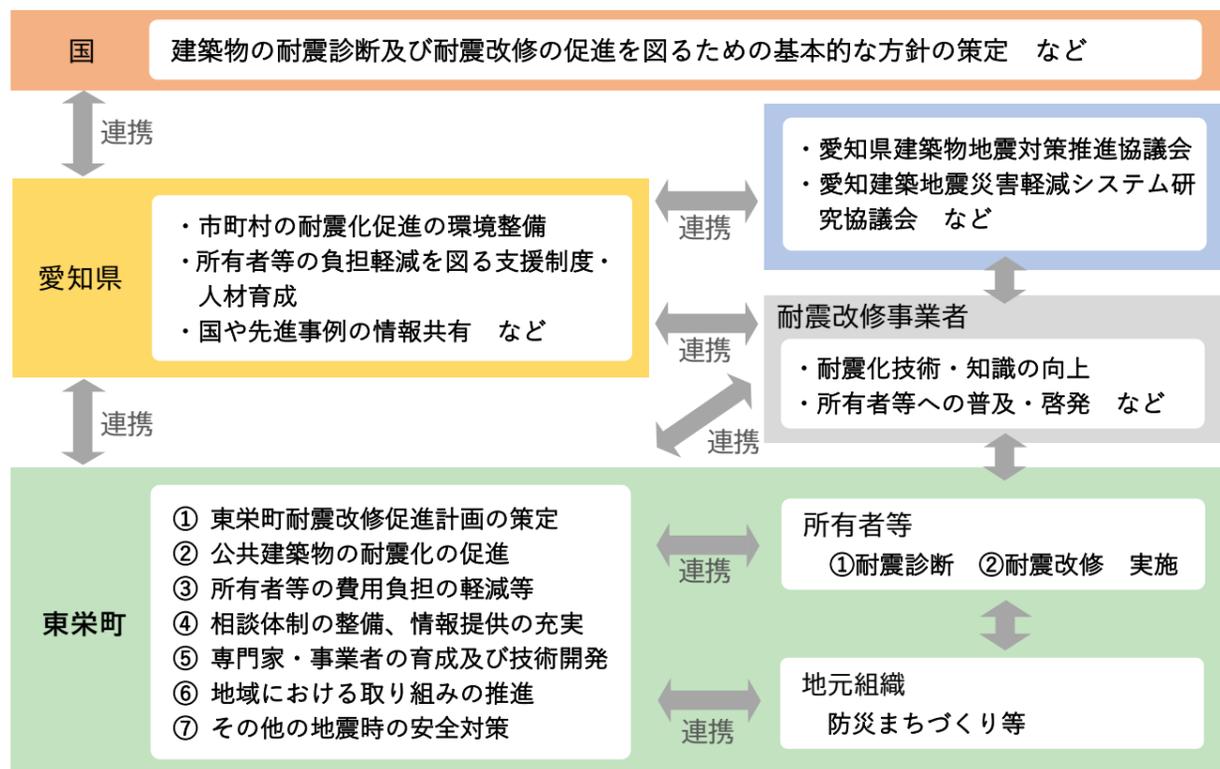
## 3. 特定既存耐震不適格建築物の現状<sup>※7</sup>

(※7 町内に、「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の対象となる建築物はありません。)



# 耐震化・減災化に向けた役割分担

本計画で示している耐震化目標を実現するため、国や愛知県、東栄町は連携し、所有者等の取り組みをできる限り支援します。



# 耐震化・減災化促進の基本的な方策

## 1. 促進体制

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のため、関連する機関や団体等と連携し、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組んでいきます。

- 耐震化促進の体制整備
  - ・ 愛知県との連携
  - ・ 公共施設管理者間の連携
  - ・ 協議会の取り組みの拡充
  - ・ 地元組織との連携
- 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実
- 東栄町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(令和3年4月策定済)
- 地域における耐震化の取り組み促進
- 公共建築物の耐震化促進
  - ・ 町が所有する建築物の耐震化
  - ・ 耐震改修の認定体制の整備

## 2. 普及・啓発

住宅・建築物の耐震化・減災化を推進するため、地震発生時の危険性、耐震診断や耐震改修の重要性について更なる普及・啓発を図り、耐震化を促進します。

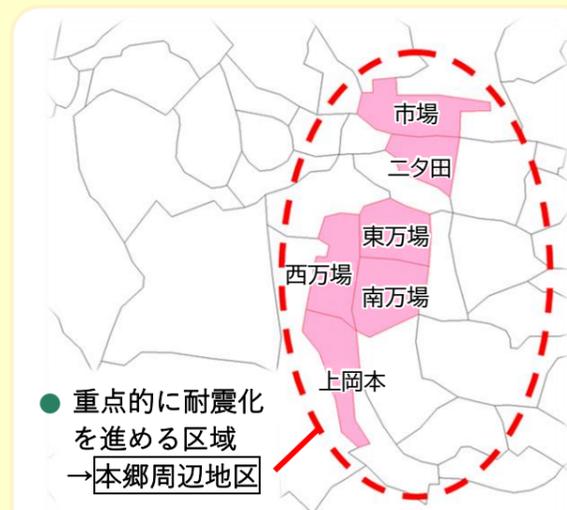
- 東栄町防災ハザードマップの活用
- インターネット等での情報提供
- 説明会等での周知
- 低コスト耐震化工法の普及



【東栄町わが家の避難マップ】⇒

## 3. 重点的に耐震化を進める区域

本町における地震発生時に大きな被害が発生することが想定される区域について、計画作成当初に重点的に耐震化を進める区域として定めています。



- 重点的に耐震化を進める区域  
→ 本郷周辺地区
- 取り組み方針  
→ 町内会単位による地域主体の防災まちづくり活動について積極的に促進・支援

## 4. 関連する安全対策

構造物の耐震化だけでは、地震から生命・財産を守るために充分とはいえません。そのため、減災化にも寄与する取組を推進します。

〈安全対策を町広報紙やホームページ等で周知〉

- ブロック塀等の安全対策  
ブロック塀や自動販売機の倒壊・転倒により、下敷きになり死傷が発生する場合や、道路閉塞を招き、避難や救援活動に支障をきたします。
- 窓ガラス・天井の落下防止対策  
窓ガラスや建築物内のつり下げ天井、設置看板類等の落下等により、避難者や通行人、建物内の人に被害を与える危険性があります。
- 家具の転倒防止対策  
家具の転倒により、死傷の原因や、避難に支障が生じる危険性があります。

〈急傾斜地崩壊防止施設等を整備〉

- 建築物の敷地の安全対策  
地震の揺れから斜面崩壊等の土砂災害により、建築物が倒壊する等の危険性があります。